

令和7年

第7回6月定例教育委員会議事録

令和7年6月25日

大野城市教育委員会

## 次 第

- 1 招集日時
  - 招 集 日 令和7年6月25日
  - 開会時間 午前10時00分
  - 閉会時間 午前10時25分
- 2 招集の場所 大野城市役所 本館4階 全員協議会室
- 3 会議次第
  - (1) 開会
  - (2) 議事録署名委員の指名
    - 令和7年第5回5月定例会議事録の署名委員 山口 典子 委員
    - 令和7年第6回6月臨時会議事録の署名委員 山口 典子 委員
    - 令和7年第7回6月定例会議事録の署名委員 藤河 久美 委員
  - (3) 議事
    - 第27号議案 大野城市奨学資金条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
    - 第28号議案 大野城市社会教育委員の委嘱について
    - 第29号議案 大野城市いじめ問題対策連絡会議委員の委嘱について
  - (4) 報告 なし
  - (5) その他
    - ①子どもたちの「いのち」を守る研修会について
    - ②教育長の業務報告（5月～6月）
    - ③教育委員会の主な行事・業務の予定（7月）
  - (6) 閉会
- 4 出席した委員等 高野 英機（教育長職務代理者） ・ 山口 典子  
藤河 久美 ・ 佐藤 友恵 ・ 關 知子
- 5 欠席した委員 なし
- 6 出席した職員 教 育 部 長 若山 純哉  
教 育 総 務 課 長 光野 直隆  
学 校 ・ 地 域 連 携 課 長 松岡 真彦  
学 校 ・ 地 域 連 携 課 長 中原 英貴  
教 育 支 援 課 長 山崎 栄子  
教 育 支 援 課 主 幹 指 導 主 事 山川 周作  
ス ポ ー ツ 課 長 甲斐 めぐみ  
教 育 総 務 課 係 長 川口 司寛  
教 育 総 務 課 担 当 山口 剛侍郎  
教 育 総 務 課 担 当 橋本 由美
- 7 会議の書記 教 育 総 務 課 担 当 橋本 由美

午前10時00分 開会

○教育長職務代理人（高野委員）

ただいまから令和7年6月定例教育委員会を開会いたします。

〔議事録署名委員の指名〕

○教育長職務代理人（高野委員）

議事録署名委員の指名に入りますけれども、6月臨時会にて山口委員にお願いしておりましたので、ご署名をお願いいたします。

今回の議事録の署名については、藤河委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

〔議 事〕

○教育長職務代理人（高野委員）

それでは、次第の3、議事に入ります。

〔第27号議案 大野城市奨学資金条例施行規則の一部を改正する規則の制定について〕

○教育長職務代理人（高野委員）

第27号議案、大野城市奨学資金条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、光野教育総務課長、説明をお願いいたします。

○光野教育総務課長

1ページをお願いいたします。本日配付をさせていただきます、現在の奨学資金条例施行規則も併せてご覧いただければと思います。

改正の理由は、奨学資金について応募者数を増やすため、別表の資格要件を見直すほか、所要の改正を行うものでございます。

ちょうど1年前にも別表の改正を行い、文化の分野について応募要件の見直しを実施しましたが、今回はスポーツの分野について要件を見直すものでございます。

見直しにあたり、現在、奨学金を受給中の奨学生を対象にアンケートを実施しまし

た。その回答の中で、応募基準にある成績の設定が高いという意見が多くありましたので、今回スポーツ枠の要件について見直すこととしております。

実際、スポーツの分野で昨年度選考した際に、応募者数名が大会成績基準を満たさず不採用となっております。また、学校の奨学金の担当教諭からも大会成績の基準について、特に大学枠ですけれども、レベルが高いとの意見もあっているところがございます。

昨年度の応募者で大会成績が基準を満たさずに不採用となった応募者のうち、何々競技で福岡県大会優勝という成績を収めていても、受験ができなかった応募者がいましたが、今回見直すことによって受験ができるということになります。

また、大会成績基準を満たさないため、応募自体を断念しているケースもありますので、今後応募が増えることが期待されます。

見直しを行う内容について、2ページをお願いします。横書きになっています別表をご覧くださいと思います。

基本的には令和6年度に見直しを行った文化の分野の応募要件の表現に準じる形に文言を修正し、主にスポーツの分野の大学奨学生の要件の緩和を行っております。スポーツの分野の高校奨学生については、太枠で囲っておりますが、4項目ある要件を2項目に整理しております。

3ページをご覧ください。

スポーツの分野の大学奨学生について、改正前は、全国高等学校体育連盟か日本高等学校野球連盟が主催する全国大会の出場が要件でしたが、非常にハードルが高いため、高校奨学生の基準に合わせて、県大会において個人戦16位以上、団体戦8位以上に見直し、併せて、国、県、これらに準ずる団体の大会成績も対象とし、スポーツに励んでいる生徒が広く受験できるように見直しを行っております。

その下になりますが、様式第2号の2（第3条関係）のアンダーラインを引いているところですが、こちらは、旧制度適用の奨学生が全員卒業するなど、令和6年度末で支給を終了したため、旧制度で確認を行っていた授業料免除の有無については文言を削除させていただいております。

また、3ページから4ページになりますが、様式第5号（第6条関係）の誓約書において、「保護者等」を「保証人（保護者等）」へ改正することとしております。これは、令和4年度の改正時に改正すべき箇所の改正ができておりませんでしたので、今回、併せて改正をさせていただくものです。

説明は以上となります。

○教育長職務代理人（高野委員）

ただいま教育総務課より説明がございましたが、ご質問等ありましたら、お願いいたします。ございませんか。

質疑はないようですので、これより採決に入ります。

第27号議案について承認することに異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしですので、第27号議案について承認すべきものと決めます。

〔第28号議案 大野城市社会教育委員の委嘱について〕

○教育長職務代理人（高野委員）

続けます。第28号議案、大野城市社会教育委員の委嘱について、松岡学校・地域連携課長、説明をお願いいたします。

○松岡学校・地域連携課長

それでは、第28号議案、大野城市社会教育委員の委嘱について、ご説明いたします。資料の5ページをご覧ください。

社会教育委員につきましては、大野城市社会教育委員設置条例第4条において、教育委員会が委嘱することとされております。

6ページをご覧ください。

現委員の任期が令和7年6月30日までとなっており、表のとおり、委員14名に委嘱することの承認を求めるものです。

委員の委嘱期間につきましては、大野城市社会教育委員設置条例第5条第1項の規定により2年間となっており、令和7年7月1日から令和9年6月30日までとなります。

説明は以上です。

○教育長職務代理人（高野委員）

ただいまの説明について、質疑をお受けいたします。質問はございませんか。

ないようですので、それでは、これより採決に入ります。

第28号議案について、承認することに異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしですので、第28号議案について承認すべきものと決めます。

〔第29号議案 大野城市いじめ問題対策連絡会議委員の委嘱について〕

○教育長職務代理人（高野委員）

続いて、第29号議案、大野城市いじめ問題対策連絡会議委員の委嘱について、山崎教育支援課長、ご説明をお願いします。

○山崎教育支援課長

7ページをお願いいたします。

第29号議案、大野城市いじめ問題対策連絡会議委員の委嘱について説明いたします。

大野城市いじめ問題対策連絡会議につきましては、大野城市いじめ防止条例第14条第1項の規定に基づき、教育委員会が委員を委嘱することとされておりますので、今回承認を求めるものでございます。

委嘱の期間は令和7年6月25日から令和8年3月31日までとしております。

以上でございます。

○教育長職務代理人（高野委員）

ありがとうございました。ただいまの説明について質問がありましたらどうぞ。

山口委員。

○山口委員

明日ちょうど市町村教育委員会研修協議会で、研究分科会のテーマがいじめ問題についてですので、お伺いしたいんですけども、対策連絡会議という会議が年に数回行われているということによろしいでしょうか。

○教育長職務代理人（高野委員）

山崎教育支援課長。

○山崎教育支援課長

年に3回行っているところでございます。

○山口委員

通常3回で、何か事案が起こったときに随時招集があるような形の会議と思ってよろしいですか。

○教育長職務代理人（高野委員）

山崎教育支援課長。

○山崎教育支援課長

定例的には年3回行っておりまして、何かありましたら随時招集をかけております。

○山口委員

ありがとうございます。

○教育長職務代理人（高野委員）

よろしいですか。

○山口委員

はい。

○教育長職務代理人（高野委員）

ほかに質問ございましたら。

それでは、ないようですので、採決に入りたいと思います。

第29号議案について承認することに異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしですので、第29号議案について承認すべきものと決めます。

〔報 告〕

次第の4、報告に入ります。

今回報告すべきことはないということでよろしいですね。

〔その他〕

(1) 子どもたちの「いのち」を守る研修会について

(2) 教育長の業務報告（5月～6月）

(3) 教育委員会の主な行事・業務の予定（7月）

○教育長職務代理人（高野委員）

それではこれで6月の定例教育委員会を閉会いたします。

午前10時25分 閉会